

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		商店街振興組合の設立認可
根拠条例・規則名		商店街振興組合法
条 項		法第36条第1項
所 管 部 課		経済局 商工観光部 商業振興課（電話：048-829-1364）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	別紙参照
	設定等年月日	平成16年2月24日設定 平成19年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	14日間
	設定等年月日	平成16年2月24日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		

## 【別紙】

### 組合の設立等の認可の基準

(1) 設立の認可の基準は、法第36条第2項及び商店街振興組合法施行令（昭和37年政令第321号。以下「施行令」という。）に規定されているが、これらの規定の運用については、特に次の事項に留意するものとする。

ア 法第6条において「商店街が形成されている」とは、商店が近接密集していて社会通念上一つの街区を形成しているとみられるものであれば足り、必ずしもすべての商店の店舗が軒を連ねていることを必要としない。

イ 施行令第1条第1号の「設立の手續が法令に違反していないこと」を審査するに当たっては、次の点を特に慎重に検討する。

(ア) 設立同意者が組合員資格を有するものであること。（法第8条及び第10条参照）

(イ) 発起人が法定数を充足し、かつ、組合員になろうとするものであること。（法第34条参照）

(ウ) 創立総会の開催公告が適法になされていること。（法第35条第1項及び第2項参照）

(エ) 創立総会が法定数を充足して開催され、かつ、各議案につき適法に議決されていること。（法第35条第5項及び第6項参照）

ウ 施行令第1条第1号の「定款または事業計画の内容が法令に違反していないこと」を審査するに当たっては、次の点を特に慎重に検討する。

(ア) 法第1条の目的並びに第4条の基準及び原則に適合していること。

(イ) 法第13条第1項又は第19条第1項に規定されている事業以外の事業を行うものではないこと。

(ウ) 法第42条に規定する定款の絶対的必要事項を記載してあること。

エ 施行令第1条第2号の「事業を行うために必要な経営基盤を有していること」を審査するに当たっては、事業計画を円滑に実施するために必要な出資及び収入があるかどうかを特に慎重に検討する。

オ 施行令第1条第3号の運用に当たっては、次の方針による。

(ア) 商店街振興組合について

商工会議所等と地区が重複する場合には、次によること。

a 設立認可申請前に商工会議所と十分協議するよう指導すること。

b 設立認可申請に当たっては、設立により商工会議所等の組織又は運営に支障を生ずる恐れがないことを証する書類を提出させること。

なお、本市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の区域内の地域を地区としているため、商工会議所等の組織又は運営に支障を生ずる恐れが少ないと考えられるので、書類の記載事項は簡単なもので足りるものとする。

c 商工会議所の組織又は運営に支障を生ずる恐れがあるかどうかは、地区及び構成員の重複の程度、双方の構成員数、商工会議所等の会員中の小売業者及びサービス業者とその他の事業者との比率、商工会議所等の運営状況及び運営計画等を考慮して判断するこ

と。

(イ) 商店街振興組合連合会について

商工会議所等と地区が重複する場合（施行令第1条第3号かっこ書きで除かれている場合を除く。）には、(ア)のa及びbと同様に取扱うと共に、商工会議所等と地区が全部又は大部分重複する場合には、商工会議所等の組織又は運営に支障を生ずる恐れが強いと考えられるので、(ア)のcと同様に取扱うこと。

以上各項目を総合的に判断した結果、認可又は不認可を決定することとなるが、不認可とすることが適当であると考えられる事例の一部を挙げれば、次のとおりである。

(ア) 振込済出資額が著しく少額で、事業計画を円滑に実施しうるものと認められないとき。

(イ) 事業計画が漠然としており、総合の目的ないし趣旨が著しく分明でないとき。

(ウ) 組合員の極めて一部のみが組合の事業を利用するであろうことが明瞭であり、又は発起人若しくは役員のみ利益のために組合を設立しようとするのが明瞭であって、組合は単に名目的な存在となる可能性が強いと認められるとき。

(エ) 小売市場に属する小売商業者のみで組合を構成しようとする場合。

(オ) 組合員であるべき小売商業者又はサービス業者の所在地が分散しすぎていて、一つの商店街地域を形成しているとは認められないとき。